

埼玉県訓令第十三号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表所の文書記号の表埼玉県秩父福祉事務所の項の次に次のように加える。

埼玉県発達障害総合支援センター

発障総

附則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。